

デイサービスセンター浮洲園 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人純晴会が開設するデイサービスセンター浮洲園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 センターの事業実施にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、居宅サービスの計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護サービスを提供し、自らその提供したサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスセンター浮洲園

(2) 所在地 1単位 岡山県倉敷市粒江2500-1

2単位 岡山県倉敷市粒江2502-1

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 1単位：10名以上
2単位：12名以上
機能訓練指導員 1単位：1名以上 2単位：1名以上
管理栄養士 1名以上
調理員 1単位：委託 2単位：1名以上
生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- (1) 営業日
月曜日～土曜日（日曜日定休）
ただし、12月31日～1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間
1単位 9時00分から18時00分までとする。
2単位 9時00分から18時00分までとする。
- (3) サービス提供時間
9時00分から16時00分
- (4) 時間外サービス
サービス提供時間の前後に連続してサービス利用を希望する場合、職員の配置状況によりサービスを提供する。
16時00分から18時00分

(利用定員)

第6条 利用定員は、1単位60名、2単位70名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話：日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う
- ① 排泄の誘導・介助
 - ② 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ③ 静養（休養）
- (2) 機能訓練：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
- ① 日常生活動作に関する訓練
 - ② アクティビティ
 - ③ 行事的活動
 - ④ 体操

⑤ 筋力向上訓練

- (3) 食事提供：栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- (4) 入浴介助：入浴の介助又は清拭等を行う。
- (5) 送迎：利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- (6) 相談、助言に関すること：利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 食費として、1日あたり700円。
 - (2) おむつ代として、その実費。
 - (3) その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
 - (4) 時間外サービスの提供は、1時間につき1,000円。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスの提供をする際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込またはゆうちょ銀行・中国銀行振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市（玉島、真備地域を除く）、早島町及び岡山市南区灘崎町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者が適切な通所介護事業等の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたと

きは速やかに主治医、利用者の家族（緊急時の連絡先）、担当介護支援専門員、必要に応じて市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう、雇用契約の内容とする。
- 4 通所介護計画及び調査票等に記載された内容につき、利用者又はその家族が通所介護サービスを受けるために必要な限度で、事業所が個人に関する情報を用いることとする。
- 5 提供した通所介護事業に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の措置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。
- 6 利用者に対する通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。（保険会社＝三井住友海上火災保険）
- 7 通所介護事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分注意するものとする。
- 8 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 9 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び倉敷市条例等に定めるところによるものとする。

附 則

この規定は、平成15年 6月 1日から施行する。

平成15年 7月 1日 一部変更

平成16年 1月 1日 一部変更

平成16年 7月 1日 一部変更

平成17年 8月20日 一部変更

平成17年10月 1日 一部変更

平成18年 8月 1日 一部変更

平成20年 1月 1日 一部変更

平成20年 4月 1日 一部変更

平成20年 7月 1日 一部変更

平成21年 2月 1日 一部変更

平成21年 4月 1日 一部変更

平成22年10月 1日 一部変更

平成23年 4月 1日 一部変更

平成23年 5月 1日 一部変更

平成24年 4月 1日 一部変更

平成24年 5月 1日 一部変更

平成25年12月 1日 一部変更

平成26年 4月 1日 一部変更

平成26年10月 1日 一部変更

平成27年 4月 1日 一部変更

平成29年10月 1日 一部変更

平成30年 4月 1日 一部変更

令和元年 10月 1日 一部変更

令和4年 4月 1日 一部変更

令和5年 4月 1日 一部変更

令和6年 7月 1日 一部変更

令和7年 10月 1日 一部変更